

報告第8号

専決処分の報告について

みやき町長の専決処分事項の指定に関する条例（平成29年みやき町条例第15号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和元年12月10日提出

みやき町長 末安伸之



専決処分第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額の決定について

令和元年10月3日

みやき町長 末 安 伸 之



損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、法律上町の義務に属する損害賠償のうち人身に係る部分に関し、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 和解の相手方 略

2 事案の概要

平成 30 年 8 月 31 日午後 0 時 40 分頃、みやき町大字簗原 935 番地先の町道姫方線を南から北へ走行中、町道に設置されたマンホールの蓋が外れており、そこへ車両が落ち込み車両及び積載していた機材が全損となったものである。

事故当日、瞬間的に発生した豪雨によりマンホール内部の水位が急激に上昇し、内圧が高くなったことに伴いヒンジ金具が破損し蓋が外れていたが、それに気づかず通過したことで発生したものである。

相手方が事故の衝撃により、首・腰・左手首を負傷しており、通院に伴う治療費及び休業補償並びに慰謝料について、町道における管理の瑕疵に起因し発生した事故であるため、町が相手方の損害額を負担することにより示談しようとするもの。

3 和解の内容

町は、相手方に対し、損害賠償金として 805,972 円を支払う。

